

●香川県告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更について次のとおり告示する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加
全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に新潟市及び浜松市を加える。
- 2 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第3条第2号中「堺市」の下に「、新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。